

## 第397回香川海区漁業調整委員会次第

日 時 令和5年9月27日(水)  
14:00～15:00

場 所 高松市番町四丁目1番10号  
香川県庁本館12階 大会議室

1 開 会

2 挨拶

3 議事録署名人の指名

4 議 題

- (1) 香川県資源管理方針の変更について(諮問)
- (2) 第一種区画漁業(藻類養殖業)の被免許者の決定について(諮問)
- (3) 漁業権の免許申請に係る審査基準について(報告)
- (4) その他

5 その他



5 水産第 135505 号

令和 5 年 9 月 27 日

香川海区漁業調整委員会

会長 北尾登史郎様

香川県知事 池田豊人

資源管理方針の変更について (諮問)

このことについて、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第14条第9項の規定に基づき、別紙のとおり香川県において資源管理を行うための方針を変更したいので、法第14条第10項で準用する同条第4項の規定に基づき貴委員会の意見を求めます。



## 資源管理協定への移行等に伴う資源管理方針の変更について

これまで資源管理の自主的な管理の部分については、国及び都道府県が今後の資源管理のあり方について定めた資源管理指針を策定し、これに沿って資源管理計画（以下「計画」という。）が作成、実践される資源管理体制が実施されてきており、本県の全ての漁協において計画が作成されている。（参考資料①、②参照）。今般、漁業法が改正され、「資源管理指針・資源管理計画作成要領」にて作成されていた資源管理指針・計画については、自主的な管理の重要性に鑑み、法律に基づくものと位置づけられ、資源管理方針・資源管理協定（以下「協定」という。）へと移行されることとなった（参考資料③、④参照）。全ての漁協で今後も継続して自主的な取組みを行っていく必要があることから、本県全ての計画を協定へと移行することとする。協定への移行にあたっては協定へ記載する水産資源等について、あらかじめ資源管理方針の別紙2に記載し、資源管理の方向性等を定めておく必要があるため、今回資源管理方針を変更し、別紙2の策定を行うものである。

### 1. 別紙2の内容について

別紙2の記載事項は次のとおり。

第1 水産資源・・・地域の重要水産資源、資源管理計画に記載の資源、漁獲の大半を占める資源を記載。

第2 資源管理の方向性・・・資源評価結果や県水試の調査結果など、利用可能な最善の科学情報を用い可能な限り、定量的な目標を定める。

（例）今後5年間で単位努力量あたり漁獲量（CPUE\*）を10年前の水準に戻す。

※操業1日1隻あたりの漁獲重量

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項・・・雛形あり。

第4 その他資源管理に関する重要事項・・・該当なし。

### 2. 別紙2の記載事項の検討

#### ○「第1 水産資源」について

- ・協定へは、現行の計画で行われている資源管理の取組みを後退させることなく移行することが望ましいため、計画で対象としていた漁法については、引き続き協定でも取組みを定めることとし、その漁法で漁獲される魚種は協定に記載する必要がある。
- ・一方で水産資源として別紙2に記載した場合、可能な限り定量的な資源管理の方向性を定める必要があり、CPUE等の計算に必要な情報（漁獲量・出漁隻日数）が充実している必要がある。
- ・また、定めた方向性に基づいて評価・検証を行う必要があり、多くの資源を別紙2に記載することは評価・検証の負担増加につながる。

これらのことから対象となる水産資源については現行の計画の中で定められている漁法で漁獲される主な魚種（重要魚種、漁獲量上位の魚種）とし、次の表のとおり別紙2対象魚種を選定した。

別紙2 対象魚種

対象魚種	MSY 資源評価	対象漁法								
		パッチ	大型定置※	樹網	小底	建網	流せ	たこなわ	込網	さよりこぎ
1 ヒラメ	○			○	○	○				
2 マダイ(中西部)	○			○	○	○				
3 マダイ(東部)	○			○	○	○				
4 カタクチイワシ(シラスを除く)	○	○								
5 サワラ	○						○			
6 イカナゴ	○								○	
7 トラフグ	○				○					
8 シラス	○	○								
9 マダコ	○				○			○		
10 ウシノシタ類	○				○					
11 マナガツオ	○								○	
12 サヨリ	○					○				○

※大型定置対象魚種はまあじ、さば類、まいわし(既に別紙1に記載)

○「第2 資源管理の方向性」について

可能な限り定量的に定める必要があることから、以下を方向性とした。

MSY ベースの資源評価が行われている魚種 (リストの1~7の魚種)

資源管理の方向性 (案)	備考
当面の間、国が行う資源評価における資源量 (〇〇トン付近) を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。	国において資源評価が行われているため、その資源評価結果に基づいた方向性を定めることとした。

MSY ベースの資源評価が行われていない魚種 (リストの8~12の魚種)

資源管理の方向性 (案)	備考
<p>・〇〇漁業の年間平均 CPUE が、令和元~3年の平均水準 (〇〇 kg/隻日) 以上になることを目指す。</p> <p>(国が資源評価をしているウシノシタ類は①、それ以外のシラス、マダコ、マナガツオ、サヨリについては②の文面を追加:</p> <p>①なお、国による資源評価において資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。</p> <p>②なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。)</p>	<p>CPUE の計算には水試の TAC システム※のデータ (播磨灘、備讃瀬戸、燧灘) を利用。</p> <p>※県内 9 市場から漁獲情報を収集するシステム。</p> <p>CPUE は灘ごとに算出。</p>

3. 今後の対応

(1) 方針の変更

- ・別紙2を追加する場合は、資源管理方針の変更となり漁業調整委員会の意見を聴けなければならないとされており (漁業法第14条第4項)、令和5年9月27日の海区漁業調整委員会にて諮問。
- ・答申を得られれば農林水産大臣へ承認申請を行い、承認されれば資源管理方針が変更される。

(2) 協定の変更

- ・協定への変更にあたっては、水産課から漁協へ協定（案）を提示し（34 漁協分）、10 月～11 月に漁連が開催する漁協向けの説明会等を利用し、漁協への説明を行う。
- ・各漁協は協定（案）の内容を検討し、理事会の承認後、県へ認定申請を行う。
- ・県は協定（案）の内容を審査し、認定を行う。また、認定された協定について、県ホームページにて公表する。

(3) その他（別紙 1 の変更）

- ・別紙 1 の変更についても資源管理方針の変更が必要となり、別紙 2 の策定と合わせて海区委員会への諮問、農林水産大臣への承認申請を行う。

**協定移行スケジュール**

		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
資源管理方針 別紙2の策定	海区漁業調整委員会へ諮問	←→						
	農林水産大臣へ承認申請		←→					
	承認・変更・公表		←→					
認定基準・事務処理 要領の作成	総務学事課協議	←→						
	課内協議		←→					
	決裁・確定			←→				
資源管理協定 への移行	協定案の作成(漁協ごと)	←→						
	課内協議		←→					
	漁業者への説明		←→					
	協定の締結				←→			
	協定の認定					←→		
	協定の公表							←→

○関係法令・規定

漁業法（昭和24年法律第267号）

（都道府県資源管理方針）

第十四条 都道府県知事は、資源管理基本方針に即して、当該都道府県において資源管理を行うための方針を定めるものとする。ただし、特定水産資源の採捕が行われていない都道府県の知事については、この限りではない。

4 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5 都道府県知事は、都道府県資源管理方針を定めようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

9 都道府県知事は、前項の場合を除くほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、都道府県資源管理方針について検討を行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。

10 第四項から第六項までの規定は、前二項の規定による都道府県資源管理方針の変更について準用する。

（協定の締結）

第二百二十四条 漁業者は、漁獲割当区分以外の管理区分における特定水産資源又は特定水産資源以外の水産資源の保存及び管理に関して、協定を締結し、農林水産省令の定めるところにより、農林水産大臣又は都道府県知事に提出して、当該協定が適当である旨の認定を受けることができる。

（協定の認定等）

第二百五条 農林水産大臣又は都道府県知事は、前条第一項の認定の申請に係る協定の内容が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、同項の認定をするものとする。

1 資源管理基本方針又は都道府県資源管理方針に照らして適当なものであること。

長官通知 「知事管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い」

（2水管第1492号 令和2年10月30日）

第5 協定の認定、協定への参加のあつせん等

2 協定の記載事項

（2）「協定の対象となる種類の水産資源の保存及び管理の方法」

イ 「協定の対象となる水産資源に関する資源管理の目標」には、水産資源の保存及び管理を効果的に行うためには、資源評価や利用可能な最善の科学情報に基づき資源管理の目標を設定することが適切であることから、資源評価が行われた水産資源については国が定める資源管理基本方針で定められた法第11条第2項第2号の「資源管理の目標」を、資源評価が行われていない水産資源については都道府県知事が定める都道府県資源管理方針で定められた「資源管理の方向性」に即したものとする。



## 6 認定協定の公表

認定協定は、法に基づき都道府県知事が認定するものであること、我が国水産業を成長産業化させるために適切な資源管理の取組を我が国全体へと波及させることが望ましいこと、一般の消費者が適切に管理された水産物を選択的に利用できるように情報提供することなどの観点から、認定協定は、定期的な検証の結果とともに適切な方法で公表することとする。

### ○その他

- ・漁業法第二百二十四条で「漁業者は～協定を締結し～認定を受けることができる。」とされている一方で、漁協単位で協定を作成することの考え方について

漁協単位で協定を作成する場合の締結主体の解釈は、組合に所属する漁業者が話し合い、協定を締結するという考え方であり、あくまで漁業者が締結主体となるため、条文の記載と異なる判断がなされていることにはならない。協定の認定の申請についても漁協が申請を行うわけではなく、漁業者の中で話し合われ決められた代表者が申請を行うこととなる。(水産庁確認済み)



香川県資源管理方針 別紙1 まあじ、まさば及びごまさば、まいわしの漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理の事項の問題点と修正方針について

香川県資源管理方針別紙1のまあじ、まさば及びごまさば、まいわしの「第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理の事項」に掲載されている表の件数が間違っていたため、以下の方針のとおり別紙の修正を行いたい。

(現状)

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

定置漁業及び第2種共同漁業(桝網)においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類		漁獲努力量の範囲
漁業権漁業	定置漁業及び第2種共同漁業(桝網)(法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合)	127件まで(定置漁業4件及び第2種共同漁業(桝網) <del>123</del> 件)
許可漁業	小型定置網漁業(法第57条の規定に基づく許可の場合)	4件まで

(問題点)

- ・ 漁業権漁業の漁獲努力量の範囲について、第2種共同漁業(桝網)は、現在58件であり、別紙には第2種共同漁業(建網)65件も含んだ123件となっており、件数が間違っている。

(修正方針)

- ・ 岡山・広島の別紙に準じて、表ではなく文章で記載することとし、漁獲努力量の上限を、過去5年間の登録隻数の最大値とする。



# 新たな資源管理システムにおける自主的な管理①

参考資料①

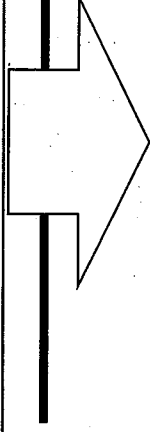
[これまでの自主的な管理と今後]

- これまで自主的な資源管理の取組については、国や都道府県が「資源管理指針」を作成し、これに基づき、関係漁業者が「資源管理計画」を作成・実施する体制をとっている。
- 改正漁業法においては、公的規制が自主的な管理かを問わず、資源管理に関する基本的な事項を資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に定めることとした。
- 国や都道府県による公的規制と漁業者の自主的取組の組み合わせによる資源管理推進の枠組みは今後も存続することとし、自主的な取組を定める資源管理計画は、改正漁業法に基づく資源管理協定に移行することとする（移行完了後、資源管理指針・計画体制は廃止）。
- 特に沿岸漁業においては、関係漁業者間の話し合いにより、実態に即した形で様々な自主的な管理が行われてきており、新たな枠組みにおいても引き続き重要な役割を担う。

《 現 行 》

国や都道府県の資源管理指針

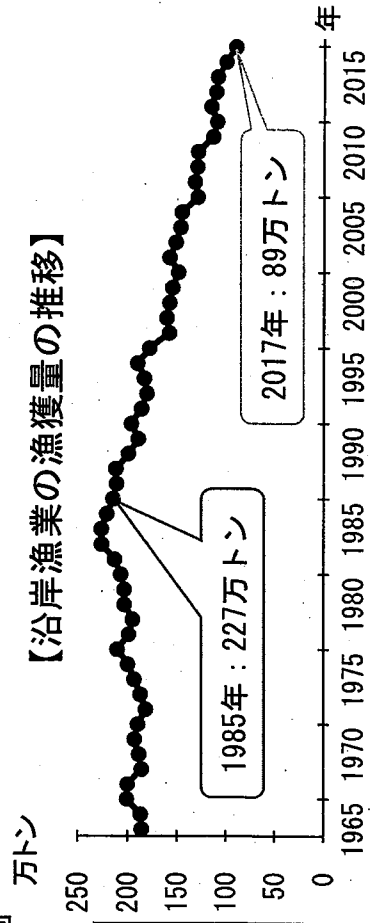
資源管理計画  
(自主的措置)



《 今 後 》

資源管理基本方針・都道府県資源管理方針

◎資源管理協定



注：2010年に統計区分が変更され、以降、10トン未満の小型底曳き網漁業や沿岸いか釣り漁業などの沿岸漁業の一部の数量が含まれていないことに留意。  
(出典) 農林水産省「漁業・養殖業生産統計」

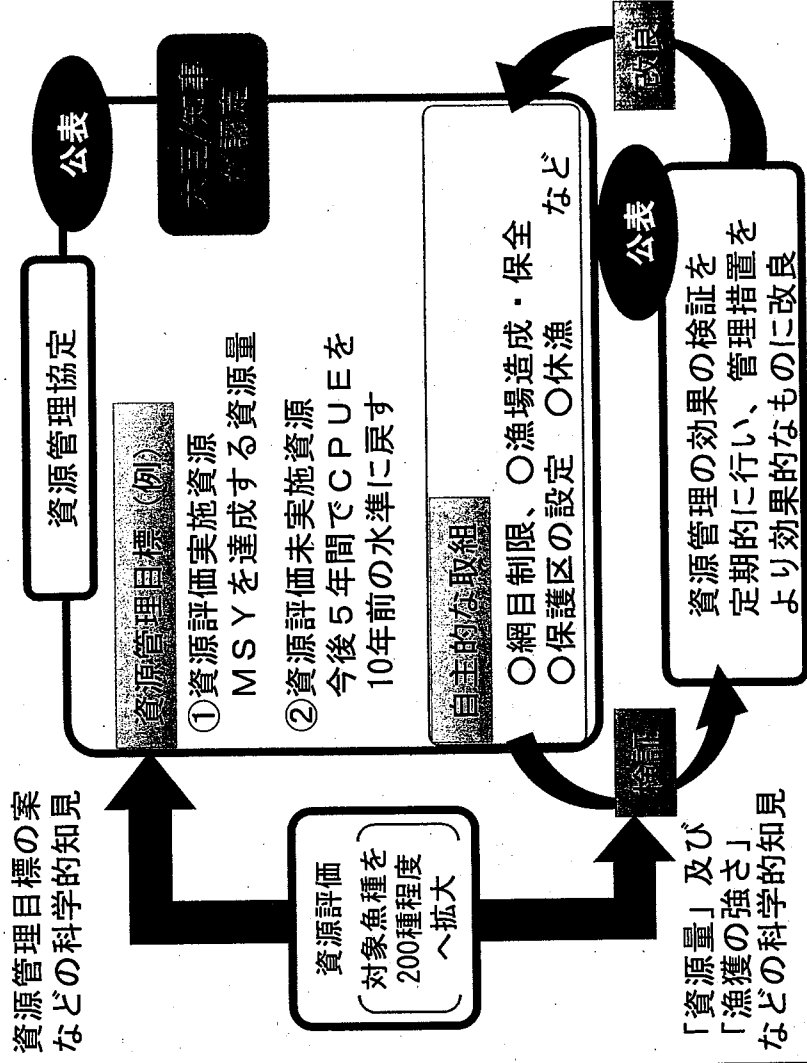
- 沿岸漁業においては、TAC魚種以外の水産資源（非TAC魚種）の漁獲量は量で約6割、生産額で約8割を占めており、生産量は漸減傾向にあることから、効果的な資源管理の取組は急務。

# 新たな資源管理システムにおける自主的な管理②

## [資源管理協定の下での資源管理の充実]

- 非TAC魚種については、漁業者による自主的な資源管理措置を定める「資源管理協定」の活用を図る。
  - ① 「資源管理協定」を策定する際には、
    - ア 資源評価※対象種（令和5年度までに200種程度に拡大）については、資源評価結果に基づき、資源管理目標を設定する。
    - ※ 資源評価は、水研機構や県水試、大学等の関係研究機関が参画して実施され、様々な漁業関連データや資源調査などの科学的知見に基づく。
    - イ 資源評価が未実施のものについては、報告された漁業関連データや県水試などが行う資源調査を含め、利用可能な最善の科学情報を用い、資源管理目標を設定する。
  - ② 「資源管理協定」は農林水産大臣又は都道府県知事が認定し、公表する。
  - ③ 「資源管理計画」から「資源管理協定」への移行は令和5年度までに完了する。
  - ④ 資源管理の効果の検証を定期的に行い、これにより取組内容をより効果的なものに改良していく。検証結果は公表し、透明性の確保を図る。
- 「資源管理協定」に参加する漁業者は、漁業収入安定対策に加入できることとする。

【非TAC魚種に係る自主的な資源管理のイメージ】



# 〇〇漁業協同組合資源管理計画

[平成 年 月 日作成]

〇〇漁業協同組合  
代表理事組合長



## 1. 目的

〇〇漁業協同組合管内の海域においては、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、袋まち網漁業、たこつぼなわ漁業など様々な漁法を営み、地域経済を支える重要な漁業となっている。

これらの漁業は、イカナゴ・カタクチイワシ(シラス)などの多獲性魚に加え、ヒラメ・カレイ類、タイ類、エビ類、タコ類、カニ類などの多種多様な漁法により多種多様な魚種を漁獲しており、一部の魚種を除き、特定の資源を選別して利用することは困難であるが、同海域の主要漁業であり、適切な資源管理を実施することは、同海域の水産資源の維持・管理に重要な役割を果たすものである。

このため、公的規制※1（漁業関係法令、香川県漁業調整規則、香川県知事許可に記載の許可内容及び制限又は条件等）による資源管理措置の遵守を徹底するとともに自主的資源管理措置を適切に実施することにより、同海域における水産資源の適切な管理を徹底することを目的とする。

## 2. 対象海域

〇〇漁業協同組合の当該漁業における操業可能海域

## 3. 対象資源

当該漁業の漁獲対象魚種

## 4. 資源管理目標及びそれを達成するための措置

当該対象海域における当該漁業の漁獲量は、変動はあるものの近年比較的安定して推移している。

この現状から、対象資源の資源状況の維持・増大を図るためには、漁獲努力量の抑制が必要と考えている。

このため、公的規制を遵守することにあわせ、下表に記載した自主的資源管理措置を実施する。

さらに、これらの措置にあわせ、関連する取組みにも積極的に参加する。

### 【魚種別管理】

対象魚種 細区分	県指針 項目	自主的管理措置	公的 規制	確認用提出資料
さわら(さわ ら流しさし 網漁業)	休漁	定期休漁 (5月から7月、日曜日 休漁)	※1	○漁協仕切伝票(漁協水揚台帳)又は市場荷受伝票(各漁業者の出荷日がわかるもの) ○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわかるもので、組合長の証明が必要)
	漁期の短縮	秋漁の短縮	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわかるもので、組合長の証明が必要)
	漁具の制限	漁具(目合い)の制限	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわかるもので、組合長の証明が必要)

【漁業種類別管理】

対象漁業 細区分	県指針 項目	自主的管理措置	公的 制限	確認用提出資料
小型機船底 びき網漁業	休漁	定期休漁 (周年、週休2日(小田) 4月から10月、高松市 場：市場休みの前日休 漁、志度市場：5月第2 週以降週2日休漁(志 度))	※1	○漁協仕切伝票(漁協水揚台帳)又は市 場荷受伝票(各漁業者の出荷日がわか るもの) ○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	漁獲サイ ズの制限	小型魚の保護	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	漁具の制 限	漁具(袋網の目合い、張 竿)の制限	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	出入港時 間の制限	出入港時間の制限	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	漁獲量の 規制	漁獲量の規制	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	漁獲の制 限	漁獲(抱卵親魚)の制限	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
さし網漁業 (建網)	休漁	定期休漁 (4月から9月、週1日 休漁)	※1	○漁協仕切伝票(漁協水揚台帳)又は市 場荷受伝票(各漁業者の出荷日がわか るもの) ○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	漁獲サイ ズの制限	小型魚の保護	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	漁具の制 限	漁具(目合い)の制限	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
袋まち網漁 業 (いかなご 込網・餌料い わし込網)	休漁	定期休漁 (2月から8月の期間、 旧暦の〇日休漁)	※1	○漁協仕切伝票(漁協水揚台帳)又は市 場荷受伝票(各漁業者の出荷日がわか るもの) ○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
定置網漁業 (小型定置 網)	休漁	定期休漁 (4月から9月の期間、 市場休みの前日休漁)	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	漁期の短 縮	〇月から〇月の期間 (〇日短縮)	※1	○漁協仕切伝票(漁協水揚台帳)又は市 場荷受伝票(各漁業者の出荷日がわか るもの) ○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)
	漁獲サイ ズの制限	小型魚の保護	※1	○各漁業者作成の操業日誌(操業日がわ かるもので、組合長の証明が必要)

5. 取組期間

この計画の取組期間は、平成 年 月から平成 年 月までとする。

ただし、計画の内容に変更がない場合は、引続き1年ごと更新することとする。



## 6. 管理体制、計画遵守のための指導及び措置

資源管理措置の遵守を徹底するため、漁業協同組合の理事会等で十分に協議、認識を図り、参加漁業者に対し取組の徹底を指導し、各漁船の取組状況を管理し、その結果を香川県資源管理協議会に報告する。

## 7. 計画への参加、脱退

計画への参加、脱退の手続きは別途定め、新たに参加した者、また脱退した者は、香川県資源管理協議会に報告する。

当該計画に参加する者については、別添の参加者名簿のとおりとする。

## 8. 計画の変更及び廃止

計画を変更し、また廃止した場合は、香川県資源管理協議会に報告する。

## 9. その他

計画参加者は、県漁連が中心となって協議している「香川県資源管理型漁業実践会議」や「地区別漁業者検討会」等で取り決めた実践内容について、県漁連がまとめた別添の「資源管理型漁業実践状況」に沿って引続き取り組むこととする。また、「香川県資源管理型漁業実践会議」や「地区漁業者検討会」等以外で自主的に取り決めた内容についても併せて取り組むものとする。

さらに、資源管理型漁業の自主的取組と併せて、休漁期間中も含め、種苗放流や漁場整備などの取組に積極的に参加し、資源の増大に努めるとともに、水質の保全、藻場及び干潟の保全及び造成、森林の保全及び整備等により漁場環境の改善にも引続き取り組むことで、これまで取り組んできた資源管理の一層の強化を図ることとする。

[ 別 添 ]

【魚種別管理】

魚種名：さわら 漁業種類：さわら流しさし網漁業

漁業者氏名	使用漁船 登録番号	使用漁船名	漁業許可番号 (許可漁業の場合のみ)
〇〇 〇〇	KA -〇〇〇〇〇〇	〇〇丸	〇〇〇
:	:		
:	:		
:	:		

【漁業種類別管理】

漁業種類名： 小型機船底びき網漁業

漁業者氏名	使用漁船 登録番号	使用漁船名	漁業許可番号 (許可漁業の場合のみ)
〇〇 〇〇	KA -〇〇〇〇〇〇	〇〇丸	〇〇〇
:	:		
:	:		
:	:		

漁業種類名： さし網漁業 (建網漁業)

漁業者氏名	使用漁船 登録番号	使用漁船名	漁業許可番号 (許可漁業の場合のみ)
〇〇 〇〇	KA -〇〇〇〇〇〇	〇〇丸	〇〇〇
:	:		
:	:		
:	:		

漁業種類名： 袋まち網漁業 (いかなご込網・餌料いわし込網漁業)

漁業者氏名	使用漁船 登録番号	使用漁船名	漁業許可番号 (許可漁業の場合のみ)
〇〇 〇〇	KA -〇〇〇〇〇〇	〇〇丸	〇〇〇
:	:		
:	:		
:	:		

## 〇〇漁業協同組合の資源管理協定（案）

協定発効日 令和6年 月 日

## （目的）

第1条 本協定は、〇〇漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

## （本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類）

第2条 本協定の対象となる水域は、〇〇漁業協同組合に属する漁業者の当該漁業における操業可能海域とする。

2 本協定の対象となる水産資源の種類及び漁業の種類は、別表第1のとおりとする。

## （資源管理の目標）

第3条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

イカナゴ	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
カタクチイワシ	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
シラス（カタクチイワシ）	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
サワラ	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
マダイ	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
ヒラメ	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
トラフグ	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
マダコ	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
ウシノシタ類	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性
マナガツオ	香川県資源管理方針別紙第2-〇に定める資源管理の方向性

## （資源管理の目標の達成のための具体的な取組）

第4条 前条の資源管理の目標のための具体的な取組は、別表第1に掲げるところにより行うものとする。

## （取組の履行確認に関する事項）

第5条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年1回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第1項の履行確認は、香川県に設置された資源管理協議会（以下、「資源管理協議会」という。）において行うこととする。

4 第1項の履行確認においては、前条の取組については、別表第1に定める履行確認書類等を基に確認することとする。

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況、漁業生産の実績等を香川県知事に報告するものとする。

2 全ての参加者は、協定の実施及び履行確認のために必要とされる情報を香川県及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

第7条 第4条の具体的な取組の対象資源の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。

2 前項の規定にかかわらず、対象資源の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針（令和2年農林水産省告示第1982号）及び香川県資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。

3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、参加者の代理権を有する者（以下「協定代表者」という。）は当該違反の疑義の内容について、資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。

2 前項の調査及び協議の結果、違反をしたことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び香川県からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(参加者名簿)

第9条 協定代表者又は全参加者は、本協定を締結したとき、次に掲げる事項を資源管理協議会に報告するものとする。

一 氏名及び住所

二 使用漁船名

三 漁船登録番号

四 法第57条に基づく許可を受けている場合にあつては、漁業許可番号

2 参加者名簿は別表第2のとおりとする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

第10条 協定代表者は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定代表者が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。

2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定代表者に対し

て、変更届出書により当該変更の内容を届け出るものとする。

- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定代表者に対して、脱届出書により当該協定からの脱退を届け出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定代表者が当該脱届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

第 11 条 本協定の有効期間は、協定締結の日から 5 年間（令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日まで）とする。

(協定を変更し、又は廃止する場合の手続き)

第 12 条 協定の変更（漁業法施行規則（令和 2 年農林水産省令第 47 号）第 35 条第 4 項の規定による協定の変更（同条第 5 項の規定による協定の軽微な変更を除く。）をいう。以下この条において同じ。）、及び協定の廃止（同条第 4 項の規定にする協定の廃止をいう。以下この条において同じ。）においては、参加者間で協議し、決定するものとする。

- 2 前項により、協定の変更をしようとするときは、協定代表者は遅滞なく香川県知事に認定協定の変更認定申請を提出し、変更認定を受けなければならない。
- 3 第 1 項により、協定の廃止又は協定の軽微な変更をしたときは、認定代表者は遅滞なく香川県知事に届け出るものとする。

(あつせんすべきことを求める場合の手続き)

第 13 条 法第 126 条第 1 項の規定に基づき香川県知事にあつせんすべきことを求める決議は参加者の 3 分の 2 以上の多数をもって行う。

(その他)

第 14 条 本協定に定めのない事項については、参加者間で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は令和 6 年 3 月〇日から施行する。

別表第 1（第 2 条、第 4 条、第 5 条関係）

水産資源	漁業の種類	自主的管理措置（取組）	履行確認書類
サワラ	さし網漁業 （さわら流し さし網漁業）	定期休漁 漁期中、日曜日休漁	・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳） 又は市場荷受伝票（各漁協の出荷日がわかるもの。以下同じ。） ・各漁業者の操業日誌（操業日がわかるもので組合長証明。以下同じ。）
		秋漁の短縮（9月）	・各漁業者の操業日誌
		漁具（目合い）の制限	
ヒラメ、マ	小型機船底び	定期休漁	・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳）

ダイ、マダコ、ウシノシタ類	き網漁業	周年週2日休漁（休漁カレンダーを作成）	又は市場荷受伝票 ・各漁業者の操業日誌
		漁獲サイズ制限（小型魚の保護）	・各漁業者の操業日誌
		漁具（袋網の目合、張竿）の制限	
		出入港時間の制限 漁獲量の制限	
イカナゴ、マナガツオ	袋まち網漁業（いかなご込網・魚込網）	定期休漁 漁期中、旧暦の8日、9日、23日、24日休漁、及び別に16日間の休漁	・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳） 又は市場荷受伝票 ・各漁業者の操業日誌
		漁具（目合い）の制限	・各漁業者の操業日誌
マダコ	たこつぼなわ漁業	漁期の短縮 漁期中、5月1日～5月14日の14日間休漁	・漁協仕切伝票（漁協水揚台帳） 又は市場荷受伝票 ・各漁業者の操業日誌 ・操業開始前の漁具の写真（日付入り）

別表第2（第9条関係）

【参加者名簿】

漁業種類：さし網漁業（さわら流しさし網）

氏名	住所	使用漁船名	漁船登録番号	漁業許可番号

漁業種類：小型機船底びき網漁業

氏名	住所	使用漁船名	漁船登録番号	漁業許可番号

漁業種類：袋まち網漁業（いかなご込網・魚込網）

氏名	住所	使用漁船名	漁船登録番号	漁業許可番号

漁業種類：たこつばなわ漁業

氏名	住所	使用漁船名	漁船登録番号	漁業許可番号





県資源管理方針の記載事項 (漁業法第14条関係)

- 第1 資源管理に関する基本的な事項
- 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分
- 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準
- 第4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法
- 第5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
- 第6 その他資源管理に関する重要事項
- 第7 県方針の検討・変更
- 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針



(別紙1) 特定水産資源 (TAC管理魚種) が対象

【本県における対象水産資源】

くろまぐろ、まあじ、まいわし太平洋系群、まさば及びごまさば太平洋系群

(別紙2) 特定水産資源以外の水産資源が対象



## 第1 資源管理に関する基本的な事項

### 1 資源管理の意義・背景

香川県の漁業は、県民をはじめとする我が国の消費者に対して水産物を安定的に供給するとともに、水産業の発展や漁村の振興に寄与するという極めて重要な役割を担っている。しかし、本県の漁業生産量は、長期的に減少傾向にあり、消費者に対する水産物の安定的な供給を維持するためには、地域の実態に即して適切に資源管理の取組を推進する必要がある。

本県における資源管理に関する従来の公的な規制は、船舶の隻数及びトン数の制限並びに漁具、漁法、漁期等の制限による漁獲能力の管理が主体であった。しかし、平成以降の漁具の大型化、省力化等の漁獲に係る技術革新により、船舶の隻数、トン数等当たりの漁獲能力が増加している状況を踏まえると、船舶の隻数、トン数等の制限を基本とした管理では水産資源の持続的な利用の確保が難しい状況となっている。

このような中、平成30年12月14日に漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号。以下「改正法」という。）が成立し、漁獲量そのものの制限を基本とする新たな資源管理制度が創設された。

今後、都道府県知事は、改正法による改正後の漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第11条第1項の規定に基づき国が定めた資源管理に関する基本方針（以下「資源管理基本方針」という。）に即して、第14条第1項の規定に基づき都道府県が資源管理を行うための方針（以下「都道府県資源管理方針」という。）を作成し、本県における地域の実態に即した資源管理に関する基本的な考え方や方向性を定める必要がある。

このため、本県において持続的な利用を確保することにより漁業生産力を発展させるため、本県における都道府県資源管理方針（以下「香川県資源管理方針」という。）を定め、適切な資源管理を推進するものとする。

### 2 漁業等の状況

本県は瀬戸内海の東部に位置し、東から播磨灘、備讃瀬戸及び燧灘の3つの海域に面している。本県の海域には、多くの島々が存在し、岩礁や砂浜など多様性に富んだ本県の海岸線の長さは島嶼部を含めて総延長約700kmに達する。また、起伏の多い海底地形及び複雑な潮流により、生息する魚介藻類は多種多様で豊富であり、温暖な瀬戸内海気候とあいまって恵まれた漁業環境にある。

このため、古くから多様な種類の漁業が営まれ、現在は、小型機船底びき網漁業、さし網漁業、定置網漁業、込網漁業、船びき網漁業等の漁船漁業が主要な漁業として営まれている一方、昭和初期に全国に先駆けて始まった魚類養殖に加え、のり、かき等の養殖など、進取の気性に富んだ漁業者の創意と工夫の積み重ねにより今日の姿となっている。

このような実態のある本県では、多種多様な魚介類を様々な漁法により漁獲しているこ

とから、サワラ及びカタクチイワシの広域魚種を除き、従来から漁業種類（知事許可漁業を水産動植物の種類、漁具の種類その他の漁業の方法により区分したものをいう。以下同じ。）による管理を実施しており、公的な規制と併せて、休漁、漁具の規制等による自主的な取組を行っているところである。

他方、本県における漁獲量は、平成27年以降、増加傾向にあるものの、昭和50年頃の漁獲量の水準を踏まえると、長期的には減少傾向にある。また、マアジ、マダイ及びサワラにおいては、漁獲量が大きく減少していないものの、多くの水産資源の漁獲量が近年減少傾向にあり、魚類全体の漁獲量についても減少傾向にある。また、魚類を除く甲殻類、貝類等の漁獲量については、全体的に近年減少傾向にある。

本県が属する瀬戸内海は、恵まれた漁業環境であるものの、本県の漁獲量は長期的に減少しており、現状の漁業種類ごとの管理を踏まえた持続的な利用を確保するための適切な資源管理の実施が急務となっている。

### 3 本県の責務

本県は、法第6条の規定に基づき、国とともに、漁業生産力を発展させるため、水産資源の保存及び管理を適切に行う責務を有する。このため、法第10条第1項の規定に基づき、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うとともに、必要な情報を提供するものとする。また、同条第3項の規定に基づき、農林水産大臣の求めに応じて、資源調査に協力するものとする。

## 第2 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、以下の事項により構成するものとし、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (1) 水域
- (2) 対象とする漁業
- (3) 漁獲可能期間

## 第3 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

### 1 漁獲可能量

漁獲可能量（資源管理基本方針第5の3の規定に基づき「現行水準」として、目安の数量が配分された場合にあっては、その数量）の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

### 2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

### 3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理

区分に配分した数量の過不足が、漁業者及び関連業者に与える影響を緩和するため、上記 1 及び 2 の規定に基づく配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行うよう、努めるものとする。

#### 第 4 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲可能量の管理の手法は、法第 8 条第 3 項の規定に基づき漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分（漁獲努力量の総量を管理する区分を除く。）については、同条第 4 項の規定に基づき漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

また、同条第 5 項の規定に基づき、水産資源の特性等を勘案して上記の管理を行うことが適当でないと認められる場合は、当該管理に代えて、当該管理区分に係る漁獲努力可能量（当該管理区分に係る漁獲可能量の数量の水産資源を採捕するために通常必要と認められる漁獲努力量をいう。）を超えないように、当該管理区分において水産資源を採捕するために漁ろうを行う者による漁獲努力量の総量の管理を行うものとする。

#### 第 5 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

##### 1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号）に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、漁獲可能量による管理と組み合わせて資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

##### 2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第 11 条第 2 項第 2 号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には、当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事

への報告が行われるよう指導を行うものとする。

### 3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

## 第 6 その他資源管理に関する重要事項

### 1 漁獲量等の情報の収集

(1) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度向上において重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要であることを踏まえ、法第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定に基づく漁獲量の報告のほか、知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告（第 58 条において準用する法第 52 条第 1 項）、漁業権者による資源管理の状況等の報告（第 90 条第 1 項）が適切に行われるよう指導するものとする。

(2) 上記の報告により収集した情報については、資源管理及び資源評価に必要とする場合に限り、農林水産大臣又は国立研究開発法人研究・教育機構へ適切に報告するとともに、地域の実態に即した適切な資源管理に向けて活用することとする。

(3) また、(1)の報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速にかつ効率的に情報を収集することができるよう、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集・蓄積するシステムの構築を推進するとともに、データを集約し、用途に応じて編集・処理することで適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにすることとする。

### 2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解及び協力を得た上で、着実に実行するものとする。

### 3 種苗放流等の取組

資源管理は、水産資源の保存及び管理を適切に行う都道府県の責務を鑑みて、必要に応じて、種苗生産、種苗放流及び種苗育成管理と組み合わせて行うものとする。

### 4 遊漁者に対する指導

大臣及び知事は、遊漁者に対し、資源管理基本方針及び都道府県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

### 5 その他

知事は、法第 31 条の規定に基づき採捕の数量の公表した場合、速やかに第 32 条第 2 項に基づく早期是正措置を関係漁業者等に指導又は勧告するものとする。

## 第 7 香川県方針の検討・変更

法第14条第8項の規定に基づき、香川県資源管理方針を見直すことを基本として、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね5年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも5年ごとに見直しを行うものとする。

#### 第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙1-1 くろまぐろ(大型魚)」から「別紙1-5 まさば及びごまさば太平洋系群」までに、特定水産資源以外の水産資源についての資源管理の方向性は「別紙2-1 ひらめ瀬戸内海系群」から「別紙2-12 さより香川県海域」までにそれぞれ定めるものとする。





## 第1 特定水産資源

くろまぐろ（大型魚）

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ大型魚漁業

## (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

## ① 水域

中西部太平洋条約海域（漁業の許可及び取締り等に関する省令（令和2年農水令48号。以下「許可省令」という。）第1条第1項第1号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

## ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ大型魚を採捕する漁業

## ③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年の3月末日まで

## (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

## ① 当該管理年度中（②に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## ② 都道府県知事が漁業法等の一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）による改正後の漁業法（昭和24年法律第257号。以下この別紙1において「法」という。）第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで（漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれなくなるときは、この限りではない。）

陸揚げした日から3日以内（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日（以下この別紙1において「行政機関の休日」という。）は算入しない。）

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県くろまぐろ大型魚漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

## 第1 特定水産資源

くろまぐろ(小型魚)

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県くろまぐろ小型魚漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

中西部太平洋条約海域

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ小型魚を採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

4月1日から翌年の3月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

#### ① 当該管理年度中(②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

#### ② 都道府県知事が法第31条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで(漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったときは、この限りではない。)

陸揚げした日から3日以内(行政機関の休日は算入しない。)

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県くろまぐろ小型魚漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

特になし。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

## 第1 特定水産資源

まあじ

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まあじ漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

②の対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まあじ漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まあじ漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

第1 特定水産資源

まいわし太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まいわし漁業

(1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

① 水域

②の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまいわしを採捕する漁業

③ 漁獲可能期間

1月1日から12月末日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まいわし漁業区分に配分するものとする。

第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まいわし漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。

## 第1 特定水産資源

まさば及びごまさば太平洋系群

## 第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

香川県まさば及びごまさば漁業

### (1) 当該水産資源に係る知事管理区分の構成する事項

#### ① 水域

②の対象とする漁業が、まさば及びごまさばの採捕を行う水域

#### ② 対象とする漁業

香川県に住所を有する又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまさば及びごまさばを採捕する漁業

#### ③ 漁獲可能期間

7月1日から翌年6月末日まで

### (2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等に係る報告の期限は、次のとおりとする。

陸揚げした日からその属する月の翌月10日まで

## 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

全量を第2の1(1)で定める香川県まさば及びごまさば漁業区分に配分するものとする。

## 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

第2に定める知事管理区分「香川県まさば及びごまさば漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

## 第5 その他資源管理に関する重要事項

特になし。



第1 水産資源

ひらめ瀬戸内海系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量(3,827t付近)を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

## 第 1 水産資源

まだい瀬戸内海中・西部系群

## 第 2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（12,818t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

## 第 3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第 124 条第 1 項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

## 第 4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



## 第1 水産資源

まだい瀬戸内海東部系群

## 第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量(21,040t付近)を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

## 第1 水産資源

かたくちいわし瀬戸内海系群

## 第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量(319,000t付近)を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

## 第1 水産資源

さわら瀬戸内海系群

## 第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量（10,218t 付近）を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

第1 水産資源

いかなご瀬戸内海東部系群

第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量指標値(0.42t/統付近)を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

## 第1 水産資源

とらふぐ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群

## 第2 資源管理の方向性

当面の間、国が行う資源評価における資源量(721t付近)を維持することを資源管理の方向性とする。なお、資源管理基本方針の別紙に資源管理の目標が定められた場合には、当該資源管理の目標を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価の精度が向上するように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

## 第1 水産資源

しらす香川県海域（主に香川県海域で漁獲されるかたくちいわししらすのことをいう。）

## 第2 資源管理の方向性

いわし機船船びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3年の平均水準（播磨灘：1.0t/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

## 第1 水産資源

まだこ香川県海域

## 第2 資源管理の方向性

小型機船底びき網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3年の平均水準（播磨灘：0.2kg/隻日、備讃瀬戸：7.0kg/隻日、燧灘：0.4kg/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

## 第1 水産資源

うしのした類香川県海域（こうらいあかしたびらめ及びいぬのした）

## 第2 資源管理の方向性

小型機船底びき網漁業の年間平均CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3年の平均水準（播磨灘：1.5kg/隻日、備讃瀬戸：5.5kg/隻日、燧灘：5.1kg/隻日）以上になることを目指す。なお、国による資源評価において資源水準等が公表された場合には、その結果に基づく指標等を資源管理の方向性とする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし



## 第1 水産資源

まながつお香川県海域

## 第2 資源管理の方向性

魚込網漁業の年間平均 CPUE（単位努力量あたりの漁獲量）が、令和元～3年の平均水準（備讃瀬戸：0.8kg/隻日）以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

## 第1 水産資源

さより香川県海域

## 第2 資源管理の方向性

二そうさより機船船びき網漁業の年間平均 CPUE (単位努力量あたりの漁獲量) が、令和元～3年の平均水準(燧灘: 20.9kg/隻日)以上に、さし網(建網)漁業の年間平均 CPUE (単位努力量あたりの漁獲量) が、令和元～3年の平均水準(備讃瀬戸: 16.3kg/隻日)以上になることを目指す。なお、定期的な検証の際に、科学的な知見に基づき、本方向性を見直すこととする。

## 第3 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

全漁業者に香川県漁業調整規則を遵守させる。また、当該水産資源の採捕をするものによる法第124条第1項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良を促進する。さらに、当該協定に基づき、報告される情報を活用して、資源評価が行えるように努めることとする。

## 第4 その他資源管理に関する重要事項

該当なし

香川県資源管理方針新旧対照表

変更前	変更後
<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針            特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙            1-1 くるまぐる (大型魚) から「別紙1-5 まさ            ば及びびごまさば太平洋系群」までにそれぞれ定めるものと            する。</p>	<p>第1～第7 (略)</p> <p>第8 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針            特定水産資源についての具体的な資源管理方針は「別紙            1-1 くるまぐる (大型魚) から「別紙1-5 まさ            ば及びびごまさば太平洋系群」までに、特定水産資源以外の  <u>水産資源についての資源管理の方向性は「別紙2-1 ひ            らめ瀬戸内海系群」から「別紙2-12 さより香川県海域」</u>  <u>までにそれぞれ定めるものとする。</u></p>



資源管理方針別紙1新旧対照表

変更前	変更後						
<p>(別紙1-1)～(別紙1-2) (略)</p> <p>(別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 まあじ</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 定置漁業及び第2種共同漁業(柵網)においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1252 1142 1348 1971"> <thead> <tr> <th colspan="2">漁業種類</th> <th>漁獲努力量の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業</td> <td>定置漁業及び第2種共同漁業</td> <td>127件まで(定置漁業4)</td> </tr> </tbody> </table>	漁業種類		漁獲努力量の範囲	漁業	定置漁業及び第2種共同漁業	127件まで(定置漁業4)	<p>(別紙1-1)～(別紙1-2) (略)</p> <p>(別紙1-3)</p> <p>第1 特定水産資源 まあじ</p> <p>第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 (略)</p> <p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項 第2に定める知事管理区分「香川県まあじ漁業」においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。</p>
漁業種類		漁獲努力量の範囲					
漁業	定置漁業及び第2種共同漁業	127件まで(定置漁業4)					

権業	業(桝網)(法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合)	件及び第2種共同漁業(桝網)123件)
許可漁業	小型定置網漁業(法第57条の規定に基づく許可の場合)	4件まで

第5 (略)	第5 その他資源管理に関する重要事項	第5 その他資源管理に関する重要事項(略)
(別紙1-4)	第1 特定水産資源	第1 特定水産資源
第1 特定水産資源	まいわし太平洋系群	まいわし太平洋系群
第2 (略)	第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等	第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等(略)
第3 (略)	第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準	第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準(略)
第4 項	第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項	第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項
第2に定める知事管理区分「香川県まいわし漁業」においては、	第2に定める知事管理区分「香川県まいわし漁業」においては、	第2に定める知事管理区分「香川県まいわし漁業」においては、

よる管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

漁業種類		漁獲努力量の範囲
漁業 権業	定置漁業及び第2種共同漁業(桝網)(法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合)	127件まで(定置漁業4件及び第2種共同漁業(桝網)123件)
許可 漁業	小型定置網漁業(法第57条の規定に基づく許可の場合)	4件まで

漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。

第5 その他資源管理に関する重要事項  
(略)

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

まさば及びびごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
(略)

第5 その他資源管理に関する重要事項  
(略)

(別紙1-5)

第1 特定水産資源

まさば及びびごまさば太平洋系群

第2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等  
(略)

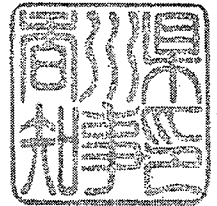
<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項          定置漁業及び第2種共同漁業(桝網)においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量の範囲は、次の表の左欄に掲げる漁業種類ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="750 1120 1149 1998"> <thead> <tr> <th>漁業種類</th> <th>漁獲努力量の範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>漁業 定置漁業及び第2種共同漁業(桝網)(法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合)</td> <td>127件まで(定置漁業4件及び第2種共同漁業(桝網)123件)</td> </tr> <tr> <td>許可漁業 小型定置網漁業(法第57条の規定に基づく許可の場合)</td> <td>4件まで</td> </tr> </tbody> </table>	漁業種類	漁獲努力量の範囲	漁業 定置漁業及び第2種共同漁業(桝網)(法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合)	127件まで(定置漁業4件及び第2種共同漁業(桝網)123件)	許可漁業 小型定置網漁業(法第57条の規定に基づく許可の場合)	4件まで	<p>第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準 (略)</p> <p>第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項          第2に定める知事管理区分「香川県まささば及びびごまさば漁業」においては、<u>漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量の上限による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る管理する漁獲努力量は、漁船登録を受けた漁船の隻数とし、過去5年間の漁獲可能期間の開始時点における登録隻数の最大値である4,710隻とする。</u></p>
漁業種類	漁獲努力量の範囲						
漁業 定置漁業及び第2種共同漁業(桝網)(法第60条第3項第1号及び同条第5項第2号の規定に基づく漁業権の場合)	127件まで(定置漁業4件及び第2種共同漁業(桝網)123件)						
許可漁業 小型定置網漁業(法第57条の規定に基づく許可の場合)	4件まで						
<p>第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)</p>	<p>第5 その他資源管理に関する重要事項 (略)</p>						



5 水産第 129447 号  
令和 5 年 9 月 21 日

香川海区漁業調整委員会  
会 長 北尾 登史郎 様

香川県知事 池 田 豊 人



第一種区画漁業のうち藻類養殖業の被免許者の決定について(諮問)

令和5年6月30日付け海区漁場公示第1号をもって海区漁場計画を公示したところ、別紙一覧表のとおり免許申請があったので、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条の規定により、貴委員会の意見を求めます。





免許番号	公示中の番号	漁業者		漁業の種類(漁業の名称)	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所			
区第43号	43	四海漁業協同組合	小豆郡土庄町伊喜木1-4	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡土庄町小豊島地先
区第44号	44	北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町見甲1726-72	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡土庄町北浦小島地先
区第45号	45	北浦漁業協同組合	小豆郡土庄町見甲1726-72	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡土庄町北浦小島地先
区第46号	46	唐櫃漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐櫃2610-2	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡土庄町豊島唐櫃小宮崎地先
区第47号	47	唐櫃漁業協同組合	小豆郡土庄町豊島唐櫃2610-2	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡土庄町豊島唐櫃地先(国子瀬)
区第48号	48	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町橋地先
区第49号	49	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町坂手大泊地先
区第50号	50	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町坂手瀬戸地先
区第51号	51	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	12月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町坂手瀬戸地先
区第52号	52	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町田浦東地先
区第53号	53	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町福部島北東地先
区第54号	54	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	12月1日から翌年6月30日まで	小豆郡小豆島町田浦地先
区第55号	55	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町田浦南地先
区第56号	56	内海漁業協同組合	小豆郡小豆島町苗羽甲2281-1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町田浦西地先
区第57号	57	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(藻類養殖業)	12月1日から翌年6月30日まで	小豆郡小豆島町神生地先
区第58号	58	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(藻類養殖業)	12月1日から翌年6月30日まで	小豆郡小豆島町神生地先
区第59号	59	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(藻類養殖業)	12月1日から翌年6月30日まで	小豆郡小豆島町神生地先
区第60号	60	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町蒲生地先
区第61号	61	池田漁業協同組合	小豆郡小豆島町池田228-32	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	小豆郡小豆島町飛崎地先
区第62号	62	代表	高松市屋島町440-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	3月1日から6月30日まで	高松市屋島町南西部地先
区第63号	63	代表	高松市屋島町440-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	高松市屋島町東町長崎旧屋島養魚地先
区第64号	64	代表	高松市屋島町440-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	高松市屋島町長崎東部地先
区第65号	65	屋島漁業協同組合	高松市屋島町440-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市屋島町長崎西部地先
区第66号	66	屋島漁業協同組合	高松市屋島町440-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年5月31日まで	高松市屋島町西町浦生地先
区第67号	67	屋島漁業協同組合	高松市屋島町440-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年6月30日まで	高松市屋島町西町浦生地先
区第68号	68	屋島漁業協同組合	高松市屋島町440-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	3月1日から6月30日まで	高松市屋島町西町旧屋島塩田地先
区第69号	69	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市瀬戸内町の場海岸地先
区第70号	70	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市瀬戸内町高松漁港西地先
区第71号	71	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市瀬戸内町高松漁港西地先
区第72号	72	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市瀬戸内町高松漁港西地先
区第73号	73	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	高松市瀬戸内町高松漁港西地先
区第74号	74	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	高松市瀬戸内町高松漁港西地先
区第75号	75	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市瀬戸内町高松漁港西地先
区第76号	76	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48-16	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市瀬戸内町高松漁港西地先
区第77号	77	高松市瀬戸内漁業協同組合	高松市瀬戸内町48番16号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市生島町地先
区第78号	78	下笠居漁業協同組合	高松市瀬戸内町272	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	高松市生島町地先
区第79号	79	下笠居漁業協同組合	高松市瀬戸内町272	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市生島町旧生島塩田地先
区第80号	80	下笠居漁業協同組合	高松市瀬戸内町272	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	高松市生島町小坂地先
区第81号	81	下笠居漁業協同組合	高松市瀬戸内町272	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	高松市生島町小坂地先
区第82号	82	下笠居漁業協同組合	高松市瀬戸内町272	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年3月31日まで	高松市生島町小坂地先
区第83号	83	下笠居漁業協同組合	高松市瀬戸内町272	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年3月31日まで	高松市生島町地先
区第84号	84	下笠居漁業協同組合	高松市瀬戸内町272	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年3月31日まで	高松市生島町地先
区第85号	85	下笠居漁業協同組合	高松市瀬戸内町272	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年4月30日まで	高松市生島町地先
区第86号	86	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	のり：10月1日から翌年3月31日まで わかめ：11月1日から翌年4月30日まで	香川県直島町井島東地先
区第87号	87	直島漁業協同組合	香川県直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	香川県直島町角崎地先

免許番号	公示中の番号	漁業権者		漁業の種類(漁業の名称)	漁業時期	漁場の位置
		氏名又は名称	住所			
区第88号	88	直島漁業協同組合	香川郡直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	香川郡直島町向島北地先
区第89号	89	直島漁業協同組合	香川郡直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	香川郡直島町井島西地先
区第90号	90	直島漁業協同組合	香川郡直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	香川郡直島町京ノ上磯島地先
区第91号	91	直島漁業協同組合	香川郡直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	香川郡直島町零反地・外ヶ浜・倉浦地先
区第92号	92	直島漁業協同組合	香川郡直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	香川郡直島町荒神島南地先
区第93号	93	直島漁業協同組合	香川郡直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	香川郡直島町荒神島北地先
区第94号	94	直島漁業協同組合	香川郡直島町834-5	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年3月31日まで	香川郡直島町葛島西地先
区第95号	95	松山漁業協同組合	坂出市大屋富町2089番地1	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年5月31日まで	坂出市大屋富町地先
区第96号	96	坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	坂出市王越町旧木沢塩田地先
区第97号	97	坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	坂出市王越町旧乃生塩田東地先
区第98号	98	坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	坂出市王越町旧乃生塩田西地先
区第99号	99	坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	坂出市王越町旧乃生塩田西地先
区第100号	100	坂出市漁業協同組合	坂出市御供所町三丁目5番63号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	坂出市王越町旧乃生塩田西地先
区第101号	101	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月16日から翌年5月15日まで	坂出市瀬居町中鼻地先
区第102号	102	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月16日から翌年5月15日まで	坂出市瀬居町北浦地先
区第103号	103	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月11日から翌年4月10日まで	坂出市番ノ州町西地先
区第104号	104	代表 与島漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月11日から翌年4月10日まで	綾歌郡宇多津町吉田西地先
区第105号	105	代表 与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	4月11日から7月31日まで	綾歌郡宇多津町吉田西地先
区第106号	106	与島漁業協同組合	坂出市入船町一丁目2番18号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月16日から翌年5月15日まで	坂出市榑石浦港地先
区第107号	107	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月11日から翌年4月10日まで	綾歌郡宇多津町旧沖洲塩田地先
区第108号	108	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月11日から翌年4月10日まで	綾歌郡宇多津町大東川尻東地先
区第109号	109	宇多津漁業協同組合	綾歌郡宇多津町2708番地	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月11日から翌年4月10日まで	綾歌郡宇多津町大東川尻地先
区第110号	110	丸亀市漁業協同組合	丸亀市富士見町二丁目10番16号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月11日から翌年4月10日まで	丸亀市上真島地先
区第111号	111	丸亀市漁業協同組合	丸亀市富士見町二丁目10番16号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月11日から翌年4月10日まで	丸亀市昭和町第三瀬理立地地先
区第112号	112	丸亀市漁業協同組合	丸亀市富士見町二丁目10番16号	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月11日から翌年4月10日まで	丸亀市中津地先
区第113号	113	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年4月30日まで	丸亀市本島町福田地先
区第114号	114	本島漁業協同組合	丸亀市本島町泊494番地6	第一種区画漁業(藻類養殖業)	10月1日から翌年6月30日まで	江の浦港西地先
区第115号	115	白方漁業協同組合	仲多度郡多度津町大字西白方297番地3	第一種区画漁業(藻類養殖業)	11月1日から翌年5月31日まで	仲多度郡多度津町亀笠島東側地先



漁業免許 ー 次期切替え漁業権の概要 ー

区分	漁業の種類	漁業の名称		現行免許 件数	漁場計画 件数	免許申請 件数	漁業権の 存続期間	免許予定日	備考
共同漁業	第一種共同漁業	あわび・なまこ・あさり等漁業		135	119		10年	令和6年1月1日	
	第二種共同漁業	藻建網・磯建網漁業		65	65		10年	令和6年1月1日	
		雑魚樹網等漁業		58	55				
	第三種共同漁業	地びき網漁業		3	3		10年	令和6年1月1日	
		つきいそ漁業		4	2				
区画漁業	第一種区画漁業	藻類養殖業	のり	82	68	68	5年	令和5年10月1日	
			わかめ	24	18	18			
			こんぶ	8	5	5			
			あおのり	6	6	6			
			その他藻類	5	5	5			
			複数種	0	13	13			
		貝類垂下式養殖業	かき	17	23		5年	令和6年1月1日	
	あさり		1	1					
	あかがい		8	5					
	複数種		1	4					
	貝類小割式養殖業	あわび等	3	2					
	魚類小割式養殖業		75	65					
	真珠養殖業		1	0		10年	-		
第三種区画漁業	貝類地まき式養殖業	あかがい	1	0		5年	-		
		あさり・はまぐり	4	0					
定置漁業	あじ定置漁業		4	4		5年	令和6年1月1日		
計				505	463				





## 事務手続きスケジュール（予定）

### (1) 海区漁場計画の作成

令和4年8月：漁業免許方針（海面）

令和4年12月23日：海区漁業調整委員会（事前協議）

令和5年1月27日：海区漁業調整委員会（事前協議）

令和5年1月：海区漁場計画設定要望書提出（漁協→県）

令和5年3月：土木関係課への協議、関係機関との調整

令和5年3月10日から4月20日まで：利害関係人の意見徴収（県HP）

令和5年5月29日：香川海区漁業調整委員会へ「海区漁場計画案」

について諮問

令和5年6月30日：公聴会、海区漁業調整委員会 ⇒ 知事へ答申

公示（県HP※）、通知

### 免許予定日

○令和5年10月1日：区画漁業（藻類養殖業）

○令和6年1月1日：共同漁業、区画漁業（藻類養殖業以外）、定置漁業

### 免許申請期間

○令和5年7月1日から8月31日まで：区画漁業（藻類養殖業）

○令和5年10月1日から11月30日まで：

共同漁業、区画漁業（藻類養殖業以外）、定置漁業

## (2) 漁業の免許及び漁業権行使規則の認可

### ア 区画漁業（藻類養殖業）

令和5年7月：免許申請

漁業権行使規則の認可申請

令和5年9月27日：海区漁業調整委員会へ「免許の申請」について諮問

令和5年9月27日：海区漁業調整委員会 → 知事へ答申

令和5年10月1日：免許状交付・行使規則認可、公示（県HP）、通知

### イ 共同漁業、区画漁業（藻類養殖業以外）、定置漁業

令和5年10月：免許申請

漁業権行使規則の認可申請

令和5年12月：海区漁業調整委員会へ「免許の申請」について諮問

令和5年12月：海区漁業調整委員会 → 知事へ答申

令和6年1月1日：免許状交付・行使規則認可、公示（県HP）、通知

(参考資料)

## 漁業権の免許申請に係る審査基準について

### 目的

漁業権の一斉切替えにあわせて同一の個別漁業権(※)に免許申請が複数あるときの優先順位について基準を定めるもの

### ※ 個別漁業権

漁業権を有する者が自ら漁業を営むもの。香川県の場合、定置漁業で4件免許している。

公表日(予定) 令和5年10月1日(定置漁業の免許申請開始日)

### 複数の申請があり優先順位を審査するケース

- ・ 漁業権の存続期間の満了に際し、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に利用しているが、次期漁業権への申請がない場合
- ・ 漁業権の存続期間の満了に際し、既存の漁業権者が水域を適切かつ有効に利用していないが改めて、既存の漁業権者から漁業権設定の申請があった場合
- ・ これまで漁業権が設定されていない区域に新たに漁場の免許を行う場合

### 今回制定する理由

#### 優先順位制度の見直し

旧漁業法においては、漁業の免許は優先順位があり、定置漁業及び区画漁業の免許について地元漁協や地元漁民世帯を7割以上含む法人に優先的に免許することが規定されていたが平成30年漁業法改正によって見直され、適格性を有する者(漁業法第72条)から免許することとなった。

水産庁は「あらかじめ審査基準を定め公表することとされたい。(略)委員会にもあらかじめ示すこととされたい。【R4.4.25 海区漁場計画等の作成について(技術的助言)】」としている。

### 審査基準について

- 第72条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること」について

法第41条第1項第1号により漁業許可又は起業の認可する条件において、同じ文言の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者であること」があり、国がその判断基準を示しているため準拠している。



## 漁業権の免許申請に係る審査基準

令和5年9月1日付け5水第120372号

香川県農政水産部水産課長

### 第1 目的

この判断基準は、個別漁業権（定置漁業及び区画漁業）の内容たる漁業の免許の申請における漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第72条第1項第1号及び第73条第2項第2号の審査基準をあらかじめ示すことを目的とする。

### 第2 個別漁業権（定置漁業及び区画漁業）における審査基準

定置漁業権及び区画漁業権における法第72条第1項第1号及び第73条第2項第2号の審査基準については、法の定めによるほか、次のとおりとする。

#### 【法第72条第1項第1号関係】

漁業に関する法令を遵守しない者について

##### 1 漁業に関する法令を遵守しない者の基準

法第72条第1項第1号の「漁業又は労働に関する法令を遵守せず、かつ、引き続き遵守することが見込まれない者」の基準は、漁業に関する法令の違反に係る累積点数（違反行為及び該当違反行為をした日を起算日とする過去5年以内におけるその他の違反行為のそれぞれについて次の各号に定めるところにより付した点数の合計をいう。）が6点以上となった日から5年を経過しないこととする。

- (1) 漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられたとき（法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業員が、その法人又は人の業務又は財産に関して漁業に関する法令に違反する行為により禁錮以上の刑に処せられた場合において、その法人又は人が罰金刑に処せられたときを含む。） 3点
- (2) (1)に該当する場合を除き、漁業に関する法令に違反する行為により刑に処せられたとき 2点
- (3) 法第190条各号のうちいずれかに規定する行為により知事の処分を受けたとき（(1)又は(2)に該当することとなった場合を除く。大臣許可に関すること及び漁獲割当管理に関することを除く。） 2点
- (4) 法第193条第4号に規定する行為により知事の処分を受けたとき（(1)又は(2)に該当することとなった場合を除く。） 1点
- (5) 法第57条第1項の規定による許可又は法第58条で準用する法第38条の規定による起業の認可（以下「許可等」という。）の申請に関し虚偽の申請をしたとき 1点

## 2 漁業に関する法令の範囲

1において、「漁業に関する法令」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法
- (2) 水産資源保護法（昭和 26 年法律第 313 号）
- (3) 外国人漁業の規制に関する法律（昭和 42 年法律第 60 号）
- (4) 持続的養殖生産確保法（平成 11 年法律第 51 号）
- (5) 内水面漁業の振興に関する法律（平成 26 年法律第 103 号）
- (6) 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和 4 年法律第 940 号）
- (7) 上記の法律に基づく命令

### 【法第 73 条第 2 項第 2 号関係】

地域の水産業の発展に最も寄与する者について

法第 73 条第 2 項第 2 号に定める「地域の水産業の発展に最も寄与する者」については、次の基準により総合的に判断する。

- 1 法施行規則第 25 条第 2 項第 3 号の規定による事業計画書から、免許を受けることで当該漁場が適切に管理され、生産性の維持増大の取組みが見込まれること
- 2 前項の生産性増大の達成を通じ、地域の漁業所得の向上が図られる見込みがあること
- 3 地域住民に対し適切な就業機会を確保することにより、前 2 号を達成する見込みがあること
- 4 地域の漁業者や関係漁業協同組合に対し、積極的に事業計画書を説明し、理解又は協力を得るよう努めていること
- 5 地域の漁業者等と調和的な発展に向けて紛争が生じないよう調整が図られていること